「知的財産推進計画2017」の概要について

内閣府知的財産戦略推進事務局

1. 「知的財産推進計画2017」策定の経緯

知的財産推進計画は、我が国産業の競争力強化及び国民生活の向上のため、知的財産基本法に基づき、内閣総理大臣を本部長とする知的財産戦略本部(以下、知財本部)が作成し、その実施を推進することとされている。本稿では、本年5月16日に知財本部において決定された「知的財産推進計画2017(以下、推進計画2017)」の概要について紹介したい。

知財本部では「推進計画2017」の策定に向けて、昨年5月の知財本部会合にて安倍内閣総理大臣から指示のあった検討事項などを踏まえ、昨年10月から同本部の検証・評価・企画委員会の枠組みの下、「産業財産権分野に関する会合」「コンテンツ分野に関する会合」「新たな情報財検討委員会」「映画の振興施策に関する検討会議」において議論を行った。各検討体において本年4月までに取りまとめた成果を基に更なる検討を進め、本年5月16日の知財本部において「推進計画2017」が決定された。

2. 「推進計画2017」策定の基本的な考え方

第4次産業革命(Society5.0)が加速し、ビッグデータ、IoT、人工知能(AI)に関係する分野の技術開発とその実用化の進展や、データやネットワークを媒介にこれまでになかったような異業種の企業同士が互いに結びつき、新たな価値を生み出す流れが生じている。経済のグローバル化の進展、特に国境を越えたインターネット上の商取引やコンテンツ送受信は、我が国にとって大きな市場拡大の可能性を有すると同時に、国境を越えた模倣品・海賊版対策の必要性が大きくなっている。また、近年は中国などの新興国が知財大国を目指しながら存在感を増しており、そのような面でも国際競争が激化している。

このような中で、我々の経済活動や創造活動を支える礎である知的財産を継続的に創造し、利活用を進め、そこから生まれる利益を最大化することは、特に天然資源に乏しい我が国にとって最重要課題である。また、中小企業や農業も含めた海外の市場拡大や、ベンチャー企業創出など、産業のあらゆる層・分野において知財の利活用が必要不可欠となっている。

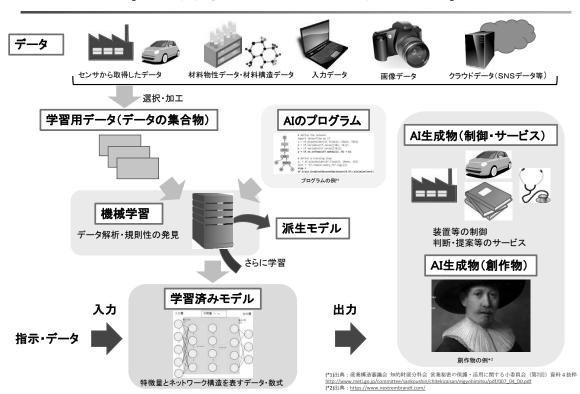
このような知財戦略を実現するには、知的財産の創造・保護・活用の基盤となる知財制度が十全に機能することが必要であるため、急速な技術進展とそれに伴うビジネスモデルの変化に我が国の知財制度を対応させるとともに国際連携を進め、我が国が引き続き目指すべきイノベーション創出、地方創生、文化創造のそれぞれを実現するものとしていく必要がある。

これらを踏まえ、「推進計画2017」においては、①第4次産業革命(Society5.0)の基盤となる 知財システムの構築、②知的財産の潜在力を活用した地方創生とイノベーション推進、③2020年 とその先まで見据えた上でのコンテンツ産業活性化という3つの大きな柱に各々3つの小項目を 置く形で、取りまとめた。以下にその内容を紹介する。

3.「推進計画2017」の具体的内容

【I-1. データ・人工知能 (AI) の利活用促進による産業競争力強化に向けた知財制度の構築】

第4次産業革命(Society5.0)時代における我が国産業の国際競争力の維持・強化のためには、様々なデータの異分野間での利活用や人工知能(AI)の利活用が必要不可欠となる。特に進歩著しい機械学習を活用したAIには学習用のデータの量及び質が不可欠となっている(図1参照)。個人に関わらないデータや匿名加工されたデータのうち「価値あるデータ」の利活用を促進するためには、民間の取組の支援に加え、ビジネス上の選択肢として、一定の条件で広く利活用が進むことを支援するような法的な枠組み(図2参照)が必要となる一方、AIの作成・利活用を促進するためには、AIの「学習用データ」の作成促進のための環境整備や、多大な投資等を行う必要があるAIの「学習済みモデル」の知財制度上の保護の在り方、AI生成物に関する課題等の整理が必要となっている。



【図1 機械学習を用いたAIの生成過程のイメージ】

内閣府知的財産戦略推進事務局作成